

# **おびひろ男女共同参画プラン**

**(平成22年度～平成31年度)**

## **中間点検結果**

**平成26年11月**

**帯 広 市**

## 目 次

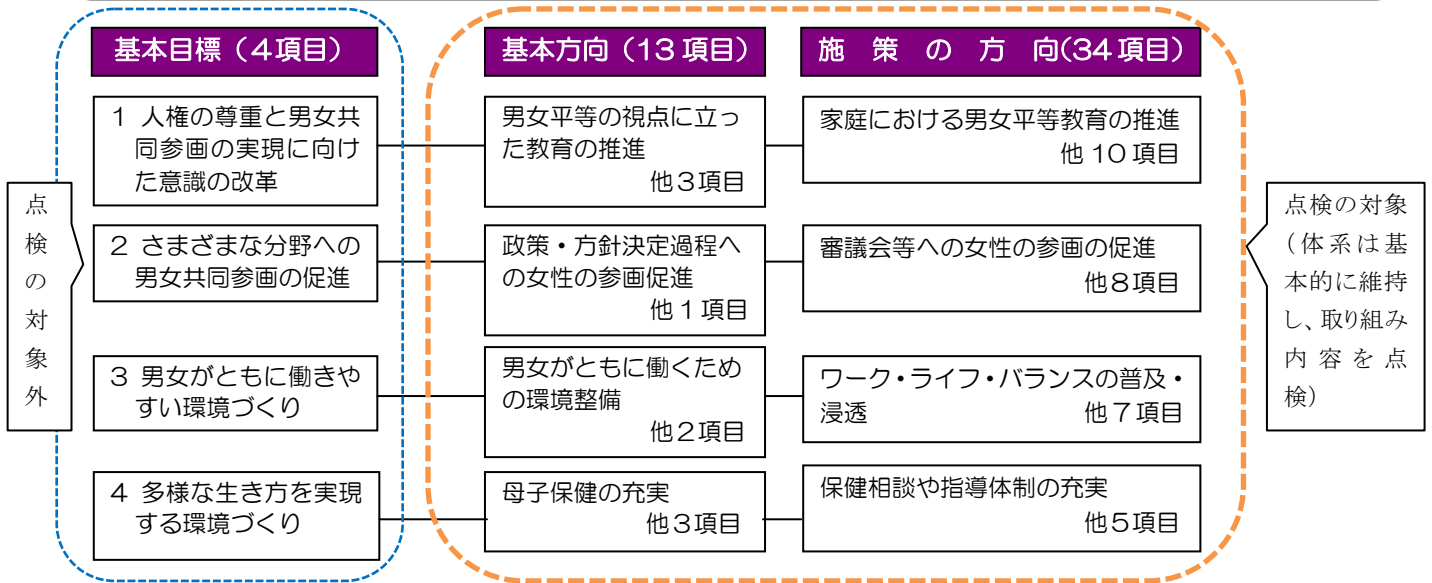
1. おびひろ男女共同参画プランとは	1
2. おびひろ男女共同参画プランの構成	1
3. 点検・見直しの基本的な考え方	1
4. 点検結果（各基本目標、基本方向、施策の方向）	2
体系図	2
中間点検結果について	3
点検結果の見方	4
基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革	5
基本方向（1） 男女平等の視点に立った教育の推進	5
（2） 男女共同参画の啓発	7
（3） 女性の人権を尊重する認識の浸透	9
（4） 女性に対するあらゆる暴力の根絶	12
基本目標2 さまざまな分野への男女共同参画の促進	14
基本方向（1） 政策・方針決定過程への女性の参画促進	14
（2） 地域社会への男女共同参画の促進	16
基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり	19
基本方向（1） 男女がともに働くための環境整備	19
（2） 就労における男女平等の促進	22
（3） 就業機会の促進	24
基本目標4 多様な生き方を実現する環境づくり	26
基本方向（1） 母子保健の充実	26
（2） 健康づくりの推進	27
（3） 安心できる介護環境の整備	28
（4） 生涯学習の推進	30
【参考資料】	
推進目標に対する実績値	31

## 1. おびひろ男女共同参画プランとは

おびひろ男女共同参画プランは、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で計画期間として、帯広市における男女共同参画社会の実現に向け、総合的に着実な推進をはかるため、定めたものです。

なお、本プランは第2次となり、「第六期帯広市総合計画」（以下、「六期総」という。）の分野計画として位置づけられています。

## 2. おびひろ男女共同参画プランの構成



## 3. 点検・見直しの基本的な考え方

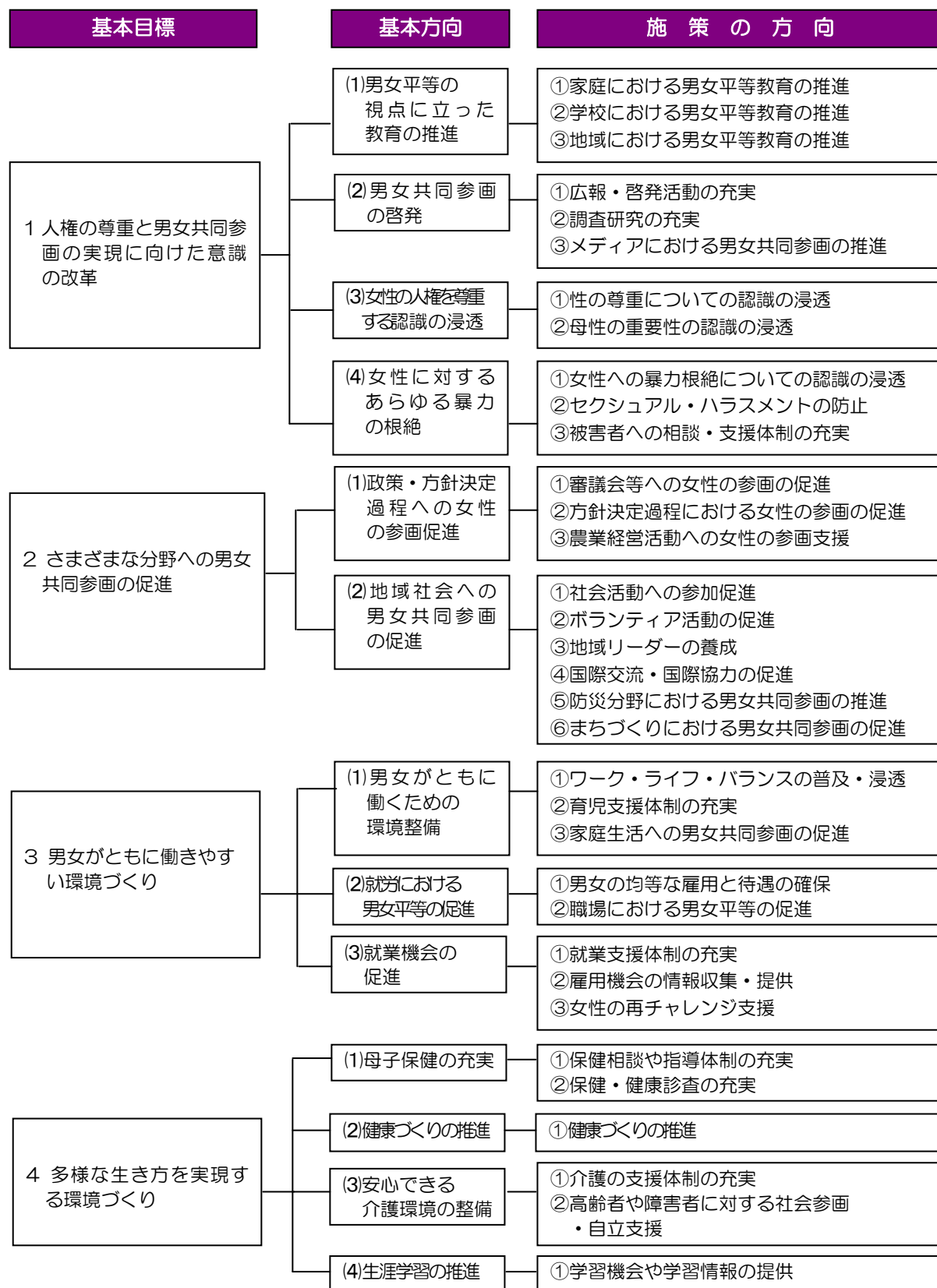
本プランは「施策に基づく取り組みは、計画の進捗状況や社会情勢の変化に応じて適宜必要な見直しを行います。」としています。

- （1）本プランは10年間のプランであり、見直し時期について特定はしていませんが、本年が中間年でもあり、点検を実施しました。
- （2）平成25年度に実施した六期総「基本計画」の中間点検においては、施策「男女共同参画社会の推進」について、六期総策定後、社会経済情勢などに大きな変化はなく、施策の「目標」や「主な施策の内容」に変更を要するものはないと判断しました。この点検結果をふまえ、プランの構成や「基本目標」を点検・見直しの対象外とし、「基本方向」、「施策の方向」の体系については、基本的に維持する中で、施策に基づく取り組みについて、六期総の点検結果と整合性が保たれるよう点検を実施しました。
- （3）本プラン策定後の取組状況を把握し、プランの進捗状況や取り組みの方向性が社会情勢の変化や国の「男女共同参画基本計画」や北海道の「男女平等参画基本計画」などにも適切に対応しているかを点検しました。
- （4）見直しに反映させるものは、本プランの策定経過及び、上記の事項を踏まえ、以下の〔見直しの視点〕に合致するものとしました。

〔見直しの視点〕 ①法改正、制度改正によるもの  
②急激な社会情勢の変化によるもの

## 4. 点検結果（各基本方向、施策の方向、主な取組み）

### ◆「おびひろ男女共同参画プラン」の体系図



## ◆「おびひろ男女共同参画プラン」の中間点検結果について

平成22年に本プランを策定した以後、東日本大震災の発生、関係法令の改正、また安倍政権が成長戦略の柱の一つとして「女性の活躍推進」を掲げ施策推進をはかるなど、男女共同参画に関わりのある社会経済の変化に対し、十分な対応ができているか、関係部署における取組み状況を調査、点検しました。

平成24年度に男女共同参画に関する事業所意識調査を、平成25年度に男女共同参画に関する意識調査（市民）を実施し、調査結果を過去の結果と比較することで、市民や事業者の意識の変化や取組み状況について、統計的に把握し分析しました。また、市民や関係団体の代表者、事業者などで構成する帯広市男女共同参画推進市民会議を開催し、プランの中間点検に関する多くのご意見を頂戴し、点検の参考とさせていただきました。

点検の結果、法改正や制度改正、社会情勢の変化への対応は行われており、推進するための課題についても、既定の施策の方向や取組みに含めることができるものであり、新たな施策等の追加や変更を要するものはないと判断しました。

今後も、国の動向や社会の変化に留意し、市民や各団体等の意見に耳を傾け尊重しながら、現状や課題を的確に把握し、新たな課題に柔軟に対応していきます。

## ※ 点検結果の見方

現プランの内容を掲載しています。

○基本目標1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

◆基本方向(1) 男女平等の視点に立った教育の推進

◆施策の方向

施策の方向①	家庭における男女平等教育の推進
性別による男女の役割分担意識は、その多くが子どもの成長過程でつくられることから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、平等意識を培うため、保護者に対する啓発・学習機会の充実をはかります。	
主な取組み	
○家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発をすすめるため、各種講座・研修会などを開催します。	
○保護者などを対象に、男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。	
施策の方向②	学校における男女平等教育の推進
.....	
.....	

◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
平成22年3月の計画策定後の法改正や制度改正、社会的な大きな出来事など、行政の取組みに影響を及ぼした社会情勢等の変化について記載しています。
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化へのプラン策定後の対応について記載しています。
点検の結果
法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応や男女共同参画に関する事業所意識調査(以下「事業所意識調査」という。)及び男女共同参画に関する意識調査(以下「市民意識調査」という。)の各結果の分析などを加味して、現プランの「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するかについて記載しています。

図表

「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」の点検に関連のある事業所意識調査、市民意識調査の結果の内、主なデータを表・グラフに表しています。

## ○基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

### ◆基本方向（1）男女平等の視点に立った教育の推進

#### ◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>家庭における男女平等教育の推進</b>
<p>性別による男女の役割分担意識は、その多くが子どもの成長過程でつくられることから、幼児期から家族一人ひとりの人権を認め合い、平等意識を培うため、保護者に対する啓発・学習機会の充実をはかります。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重の重要性について啓発をすすめるため、各種講座・研修会などを開催します。</p> <p>○保護者などを対象に、男女平等観に基づいた家庭教育に関する学習機会の提供に努めます。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>学校における男女平等教育の推進</b>
<p>学校は、家庭や地域とともに子どもの価値観や社会的規範などの人格形成に大きな役割を担っており、より一層男女平等観に立った教育の実践に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○学校教育では、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と教育の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実をはかり、教育全般を通じて人権尊重や男女平等の視点に立った教育をすすめます。</p> <p>○教職員や関係者に対して、研修などにより人権の尊重や男女共同参画社会に関する正しい理解の浸透をはかります。</p>	
<b>施策の方向③</b>	<b>地域における男女平等教育の推進</b>
<p>性別による男女の役割分担意識を是正し、多様な生き方や暮らし方を持った人々が他の人々と共生しながら自分らしさを大切にしていけるよう、人権意識の啓発をすすめます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○地域において、男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高め、それぞれの個性や能力を十分発揮できるよう、各種講座の開催など学習機会の提供に努めます。</p> <p>○各種団体などと連携し、男女共同参画社会の正しい理解の浸透をはかります。</p>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
○平成 25 年9月「いじめ防止対策推進法」施行
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
○各学校において「いじめ対策基本方針」を作成し、対処方法の明確化をはかっています。
点検の結果
○いじめ防止対策推進法施行の対応については、プランの「主な取組み」において、「教育全般を通じて人権尊重や男女平等の視点にたった教育をすすめます」と位置付けられています。
○市民意識調査の結果では、「男女の地位の平等感」（図表 1）について、「家庭生活」、「職場」、「学校教育」、「社会全体」等の全分野で、前回（平成 20 年）と比較すると、「平等」と回答した割合が増えており、特に「家庭生活」では前回の 23.8%から 10 ポイントの増が見られる等、ほぼ順調な平等感の広がりを示しています。
◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、新法制定はあったもののプランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。

図表 1 男女の地位の平等感

(%、ポイント)

	今回調査			前回調査	増減
	男性優遇	女性優遇	平等	平等	平等
家庭生活	50.0	9.4	33.8	23.8	10.0
職場	66.8	5.6	16.7	12.2	4.5
学校教育の場	16.7	4.5	57.9	55.3	2.6
政治の場	68.1	1.2	15.2	14.5	0.7
法律・制度	42.7	7.6	30.3	30.1	0.2
社会通念・慣習など	73.0	3.1	12.1	9.9	2.2
社会全体	70.8	3.4	13.5	11.6	1.9

「男性優遇」～「男性が非常に優遇」、「どちらかと言えば男性が優遇」の計  
「女性優遇」～「女性が非常に優遇」、「どちらかと言えば女性が優遇」の計

資料：平成25年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成



◆基本方向（２）男女共同参画の啓発

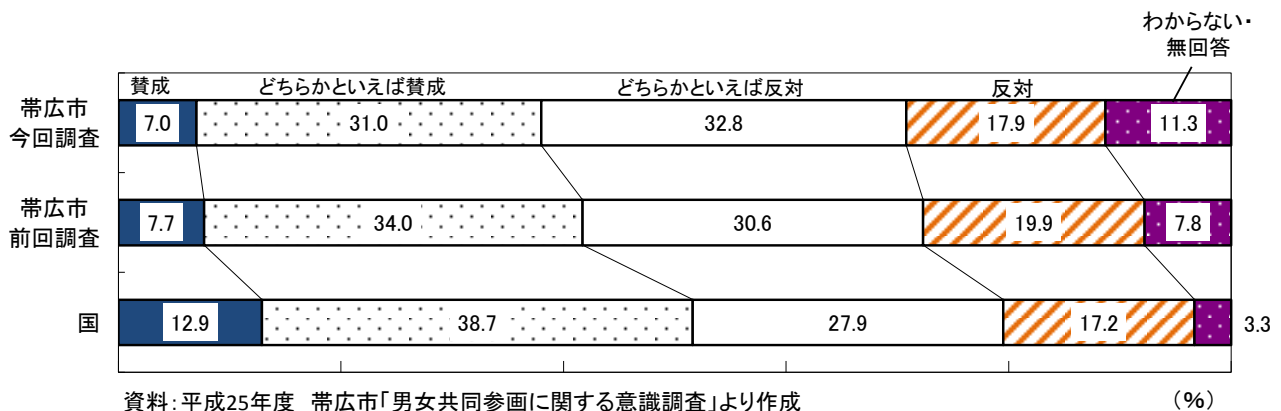
◆施策の方向

施策の方向①	広報・啓発活動の充実
<p>長い歴史の中で培われてきた固定的な性別役割分担意識を是正していくため、広報・啓発活動の事業支援や各種講座などを通して、男女平等意識を市民の間に浸透させるための広報・啓発活動の充実をはかります。</p>	
<p>主な取組み</p>	
<p>○男女共同参画の認識を深めるため、男女共同参画週間や情報誌の発行など多様な機会を通じ情報を提供し、啓発をすすめます。</p> <p>○家庭や地域から男女共同参画の意識を高めるため、男女共同参画推進員による啓発をすすめます。</p> <p>○男女共同参画をすすめる女性団体やグループ等の活動を支援します。</p> <p>○男女共同参画の基本となる関係法等の周知をはかります。</p>	
施策の方向②	調査研究の充実
<p>男女平等や人権に関する市民意識、企業における雇用状況など、男女共同参画社会形成のための実態把握と活用に努めます。</p>	
<p>主な取組み</p>	
<p>○男女共同参画に関わる市民や事業所の意識について調査・検証し、関係施策などへの反映に努めます。</p>	
施策の方向③	メディアにおける男女共同参画の推進
<p>高度化が進む情報化社会の中、メディアからもたらされる情報が社会に与える影響は大きいため、固定的な性別役割分担意識の表現など人権を侵害するような表現に十分配慮するとともに、多くの情報を市民が主体的に判断することができるよう支援します。</p>	
<p>主な取組み</p>	
<p>○男女共同参画の視点から、市の発行する広報や出版物の表現が性別に基づく固定的観念にとらわれないように配慮します。</p> <p>○学校・家庭・地域が連携し、有害図書 of 青少年への販売監視や立ち入り調査の実施など環境浄化の啓発活動を推進します。</p> <p>○学校教育をはじめ、生涯学習などさまざまな場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を主体的に読み解く能力（メディア・リテラシー）の育成に努めます。</p>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
○特になし
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
○特になし
点検の結果
<p>○市民意識調査の結果では、『「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方』（図表2）について、「賛成」、「どちらかといえば賛成」を合わせた割合が38.0%で、前回より3.7ポイント減少し、「反対」、「どちらかといえば反対」を合わせた割合が50.7%で、前回より0.2ポイント増加しました。緩やかではありますが、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女平等意識の浸透がはかられてきています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

図表2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



◆基本方向（3）女性の人権を尊重する認識の浸透

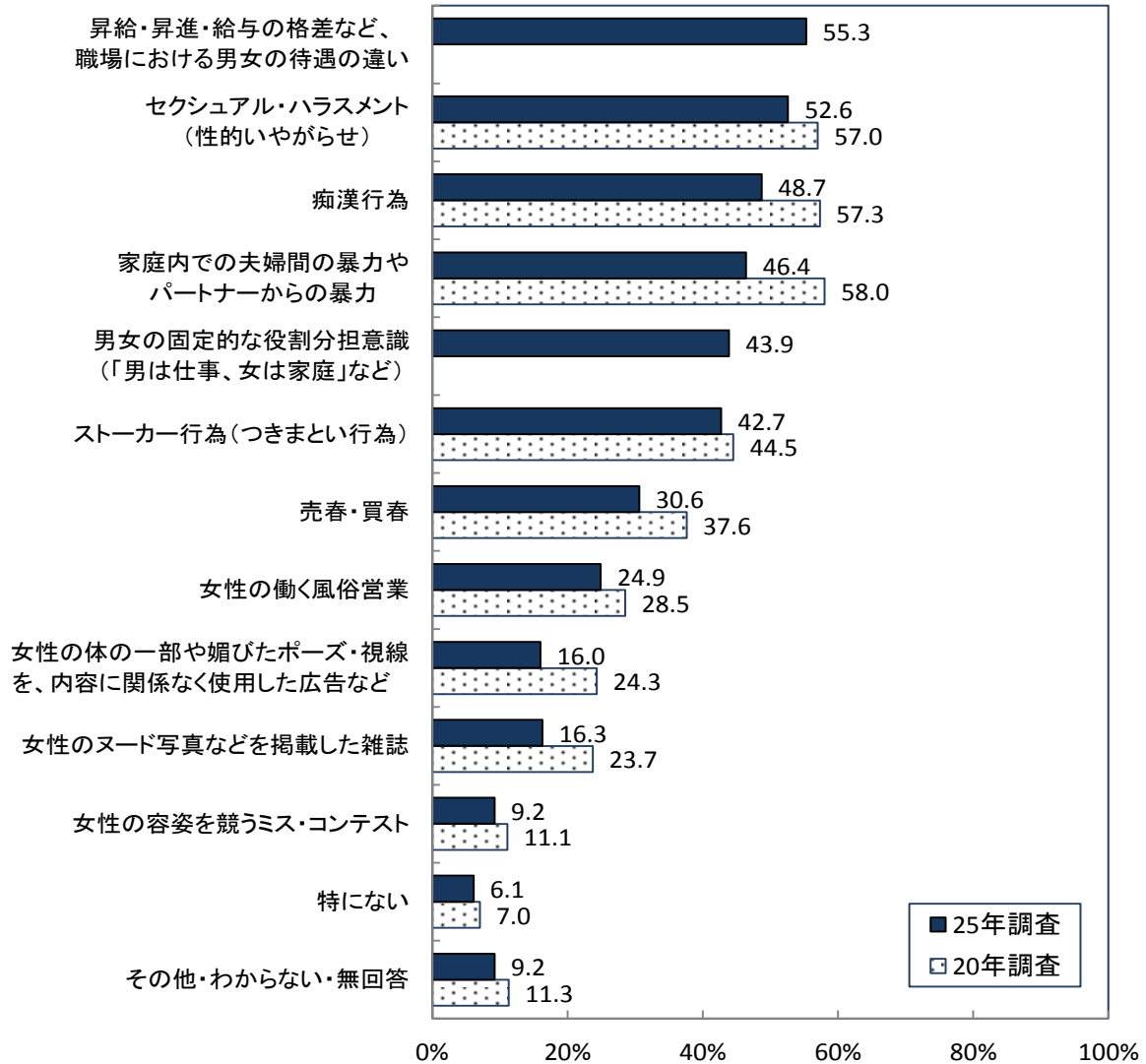
◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>性の尊重についての認識の浸透</b>
<p>男女が互いの性を尊重し、生命の尊厳や性に関する正しい知識を身につけ、自覚と責任をもった行動がとれるよう啓発活動の充実をはかります。また、女性の性と生殖に関することなど、自らの健康についての正しい情報提供に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女相互の性の尊重を促すため、学習機会の提供や啓発活動をすすめます。</li> <li>○児童生徒が発達段階に応じ生命の大切さを理解し、正しい知識を持ち、自覚と責任をもった行動がとれるよう、学校における適切な性教育をすすめます。</li> <li>○学校において適切な性教育を進めるため、教職員の性教育研修の充実を努めます。</li> <li>○HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため、啓発を進めるとともに薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。</li> <li>○家庭や地域において、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）への配慮がなされるよう健康教育や性に関する相談を行います。</li> </ul>	
<b>施策の方向②</b>	<b>母性の重要性の認識の浸透</b>
<p>母性は、次世代の生命を育む社会的に重要なものであることを正しく理解し、尊重されるよう母性保護に対する意識の啓発に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭や地域において、妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めるため、家庭教育や健康教育等の学習機会の提供や訪問指導を実施します。</li> <li>○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行います。</li> <li>○働く女性の母性保護に向けた啓発をすすめます。</li> <li>○HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発をすすめるとともに、薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進します。</li> </ul>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<p>○平成24年8月 子ども・子育て関連3法 成立 (幼児期の学校教育・保育・地域の子育てを総合的に推進)</p> <p>○平成26年4月 薬事法 一部改正 (指定薬物の所持、使用、購入等が新たに禁止)</p>
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<p>○子ども・子育て関連3法の成立により、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より本格施行となることから、平成26年度に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間H27~H31)を策定し、妊娠出産期からの一貫した支援を実施します。</p> <p>○薬事法の一部改正後の対応として、薬物乱用防止活動として街頭啓発、保健福祉センターへのパンフレット設置等により法改正の周知を行いました。</p>
点検の結果
<p>○策定中の「帯広市子ども・子育て支援事業計画」は、「おびひろこども未来プラン」を重点化、推進する計画であり、計画に盛り込まれる施策はプランと整合性がはかられています。</p> <p>○薬事法改正の対応については、プランの「主な取組み」において、「薬物乱用や喫煙、飲酒についてその健康被害に対する正しい情報を提供し、予防を推進する」と位置付けられています。</p> <p>○市民意識調査の結果では、「女性の人権が尊重されていないと感じること」(図表3)について、ほぼ全ての項目において回答割合が前回より減少しています。また、前回調査においても、ほぼ同様の全体的な減少傾向が見られ、女性の人権を尊重する認識について、継続的に順調な浸透がはかられています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、新法制定等はあったもののプランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

図表3 女性の人権が尊重されていないと感じること



資料:平成25年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

◆基本方向（４）女性に対するあらゆる暴力の根絶

◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>女性への暴力根絶についての認識の浸透</b>
<p>女性に対する暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの認識を広く周知し、予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○女性に対する暴力が重大な人権侵害であり、犯罪であるという社会的認識の徹底をはかるため、啓発資料の配布や講座などあらゆる機会を活用して、その予防と根絶に向けた意識啓発に努めます。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>セクシュアル・ハラスメントの防止</b>
<p>雇用の場、教育の場、その他の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止などについて啓発を進めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○セクシュアル・ハラスメントや性犯罪など、性の尊重を阻害する要因を取り除くため、防止啓発パンフレットの配布や教材の貸出しによる意識啓発、社会的認識の徹底に努めます。</p>	
<b>施策の方向③</b>	<b>被害者への相談・支援体制の充実</b>
<p>被害者の人権に配慮した相談体制の充実をはかるとともに、自立に向けて適切な支援ができるよう、関係機関等との連携を強化します。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○被害者の人権に配慮した相談の対応や支援体制を整備するため、関係各課によるネットワークの整備に努めるとともに、関係機関と連携をはかりながら効果的な対応に努めます。</p> <p>○被害者の安全確保と秘密の保持に十分配慮し、被害者の立場に立った相談体制の強化に努めます。</p> <p>○配偶者や交際相手等からの暴力による被害女性の保護や、自立支援を行う民間シェルターを運営する団体に対し支援を行うとともに、連携しながら被害者を支援します。</p> <p>○配偶者などからの暴力が児童虐待に及んでいないか、関係機関との連携をはかりながら適切な対応に努めます。</p>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<p>○平成24年 4月 厚生労働省「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」を公表</p> <p>○平成24年10月 障害者虐待防止法 施行</p> <p>○平成25年 6月 ストーカー規制法 一部改正 (執拗なメールによるつきまとい等をストーカー行為に追加)</p> <p>○平成25年 7月 DV防止法 一部改正 (生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者もこの法律を準用)</p>
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<p>○市職員向けの既存の「帯広市セクハラ防止マニュアル」にパワハラ防止について追加し、「帯広市セクハラ・パワハラ防止マニュアル」として改訂しました。</p> <p>○市民・事業所向けにセクハラ・パワハラ防止に関する講座、市HPによる相談窓口の周知など各種啓発を行っています。</p> <p>○障害者虐待防止法の施行に伴い、障害者虐待防止センターを設置、啓発用リーフレット及びマニュアルを作成し、シンポジウムを開催しました。</p> <p>○ストーカー行為については、関係機関と連携して、女性相談等で対応しています。</p> <p>○DV防止法の一部改正について、男女共同参画情報誌・パネル展等で市民周知を行っています。</p>
点検の結果
<p>○パワハラや障害者虐待については、特に女性に対するものについて、プランの「基本方向」の「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に包含されるものとして位置付けられています。</p> <p>○ストーカー行為については、プランの「基本方向」の「女性に対するあらゆる暴力」の中で「DV」、「セクシュアル・ハラスメント」等と共に位置付けられています。</p> <p>○推進目標である「配偶者等からの暴力に係る相談件数」は、毎年増加傾向にあり、平成25年度は226件となりました。平成22年度相談件数と比べると89.9ポイントの増となっており、報道や啓発等によるDVについての認識の広がりや相談窓口の浸透にともない、相談件数の増として顕在化したことが要因と考えられます。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢や法改正等については、プランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものはありませんでした。</p>

## ○基本目標２ さまざまな分野への男女共同参画の促進

### ◆基本方向（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### ◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>審議会等への女性の参画の促進</b>
<p>市が設置する審議会等への女性の参画拡大をはかり、男女のより多様な意見を反映できる環境づくりや、学習機会の提供などを通じて人材育成をはかります。</p>	
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○審議会委員等へ積極的に女性を登用するよう促します。</li> <li>○地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、審議会などへの情報提供を行います。</li> <li>○各種講座を実施し行政施策に対する女性の関心を高めるとともに、研修などにより女性の人材育成を行います。</li> </ul>	
<b>施策の方向②</b>	<b>方針決定過程における女性の参画の促進</b>
<p>女性の視点や意見を反映させることで、多様な価値観に立った組織運営や社会全体の活性化につながることから、積極的に女性の採用や職域の拡大がはかれるよう企業などへ働きかけます。</p>	
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○企業における方針決定の場に女性が参画できるよう、調査などの機会を通じて理解の促進に努めます。</li> <li>○市女性職員の職域拡大や管理職への登用に努めます。</li> </ul>	
<b>施策の方向③</b>	<b>農業経営活動への女性の参画支援</b>
<p>帯広市の農業に従事している女性は、農業経営をはじめ農産物の加工や販売などに積極的に参加してきているが、さらに地域や経営を担うなど、パートナーとしての役割を發揮できるよう支援体制の充実をはかります。</p>	
主な取組み	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業経営における女性の地位を明確にするため、家族経営協定などの取り組みをすすめるとともに、女性の農業技術、経営技術向上のための研修を実施します。</li> <li>○農業に関連する加工や販売などの起業を推進します。</li> <li>○農業関係組織における女性委員枠の創設や拡大を促します。</li> </ul>	



## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<p>○平成25年6月 日本再興戦略 閣議決定 （新たな成長に「女性の活躍推進」が不可欠と位置付け）</p> <p>○平成26年6月 日本再興戦略（改定2014） 閣議決定 （「女性の活躍推進と働き方改革」について施策が示される）</p> <p>○平成26年10月 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案 閣議決定 （女性管理職の割合や女性の採用比率等の数値目標の設定などを 国・地方公共団体や一定規模の企業・団体に行動計画策定を義務付け）</p>
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<p>○女性の活躍推進の対応として、帯広市女性人材バンクによる女性の人材情報の提供と審議会等への女性参画の推進や社会参画支援講座などによる女性の人材育成等に取り組んでいます。</p>
点検の結果
<p>○推進目標である「審議会等への女性の参画率」については、平成25年度に目標値を下回っています。プランの「主な取組み」において、「地域などで活躍している女性に関する人材情報を収集し、審議会などへの情報提供を行います」として、女性人材バンクを開設したものの、登録数や登録情報の活用がまだ十分ではないことから、今後、女性人材バンクの周知、登録者の拡大充実と積極的活用をすすめていく必要があります。</p> <p>○女性の活躍推進について、方針決定過程への女性の参画促進やワーク・ライフ・バランスの推進等、プランの施策に対応して取り組んでいますが、法律案が閣議決定されており、今後の推移を注視していく必要があります。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢や国の施策等に留意し、プランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

◆基本方向（２）地域社会への男女共同参画の促進

◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>社会活動への参加促進</b>
<p>男女が協力し合い、バランス良く地域活動に参加できるよう推進するとともに、子育てや介護、仕事をしている人、障害者も参加しやすい環境の整備をはかります。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域活動に男女がバランスよく参加できるよう、地域の理解促進に努めます。</li> <li>○子育て世代の人たちが利用しやすい公共施設の環境づくりに努めます。</li> <li>○各種会議や講座を夜間や休日に開催するなど、参加しやすい環境を整えます。</li> <li>○女性や障害者が地域・社会活動に幅広く参加できるよう、学習機会を提供し、参加の促進に努めます。</li> </ul>	
<b>施策の方向②</b>	<b>ボランティア活動の促進</b>
<p>地域における様々な活動に男女が等しく参加できるよう情報の収集・提供に努め、活動しやすい環境づくりをすすめます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動への参画を促すとともに活性化をはかるため、人材の交流・養成、情報の収集・提供、学習機会の提供を行います。</li> <li>○ボランティア活動に関する窓口を活用し、相談やボランティア活動の促進をはかります。</li> <li>○NPO活動促進のための情報提供や相談機能を整備します。</li> <li>○食生活改善・運動推進リーダーの育成に努めます。</li> </ul>	
<b>施策の方向③</b>	<b>地域リーダーの養成</b>
<p>地域活動で中心的な役割を果たしている女性が、男女の性差に関わりなくリーダーシップを発揮できる環境づくりをすすめるために、男女共同参画を推進する団体・グループ等を支援し、地域リーダーの養成に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○各種団体などにおいて女性がリーダーとして活躍することができるよう、研修機会の拡大に努めます。</li> <li>○男女共同参画に関し理解を深めるための研修の支援に努めます。</li> <li>○男女共同参画推進団体などへの活動支援を行います。</li> </ul>	

<b>施策の方向④</b>	<b>国際交流・国際協力の促進</b>
<p>男女共同参画の国際的な取り組みを地域からすすめていくため、海外の男女共同参画に関する情報の収集、提供に努め、外国人との積極的な交流を通して、広い視野と国際感覚豊かな人材を育成します。</p>	
<b>主な取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○男女共同参画が国際的な取組であることを踏まえ、社会教育などにおいて国際理解を深める教育を推進します。</li> <li>○市内在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国際理解や国際協力の促進に努めます。</li> <li>○男女共同参画に関する国際的な情報の収集・提供を行います。</li> <li>○（独）国際協力機構（JICA）への支援を行います。</li> </ul>	
<b>施策の方向⑤</b>	<b>防災分野における男女共同参画の推進</b>
<p>災害時には、女性、高齢者等の被災が多いため、男女のニーズの違いを把握する必要があり、被災・復興状況における女性や高齢者などをめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備をはかります。</p>	
<b>主な取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に努めます。</li> <li>○女性等の視点や知識を活かした避難所の運営などに努めます。</li> <li>○男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備や、防災意識の普及・啓発をすすめます。</li> <li>○消防団における女性の参画を促進します。</li> </ul>	
<b>施策の方向⑥</b>	<b>まちづくりにおける男女共同参画の促進</b>
<p>女性の視点や豊かな知識・経験がより広く活かされるよう、観光、環境分野などまちづくりにおける女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点に立った各分野での新たな取り組みをすすめます。</p>	
<b>主な取り組み</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や学校などでユニバーサルデザイン教室、講演会、出前講座を実施し、ユニバーサルデザインの意識啓発に努めます。</li> <li>○帯広市のまつり推進委員会や観光ボランティアガイド等への女性の参加を推進し、観光振興のまちづくりをすすめます。</li> <li>○環境に係る知識や意識を高める場として、講習会や出前環境教室など環境教育活動を行うとともに、環境情報の提供に努めます。</li> <li>○市民協働のまちづくりを推進するため、市民団体のまちづくりに関する事業を支援します。</li> </ul>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<p>○平成23年3月 東日本大震災 発生</p> <p>○平成24年6月 災害対策基本法 一部改正 (地方防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加)</p>
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<p>○東日本大震災を契機として、減災の支援を重視した取組みをすすめるために、「帯広市市民防災・減災懇話会」を設置し、「防災・減災指針」を策定しました。</p> <p>○平成25年3月帯広市防災会議条例の改正に伴い、新たに委員3名(内2名が女性)を帯広市防災会議委員に任命しました。</p>
点検の結果
<p>○東日本大震災の発生、災害対策基本法改正への対応は、プランの「施策の方向」の「防災分野における男女共同参画の推進」等に位置付けられており、女性の参画の拡大がはかられています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等や法改正については、プランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

## ○基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

### ◆基本方向（1）男女がともに働くための環境整備

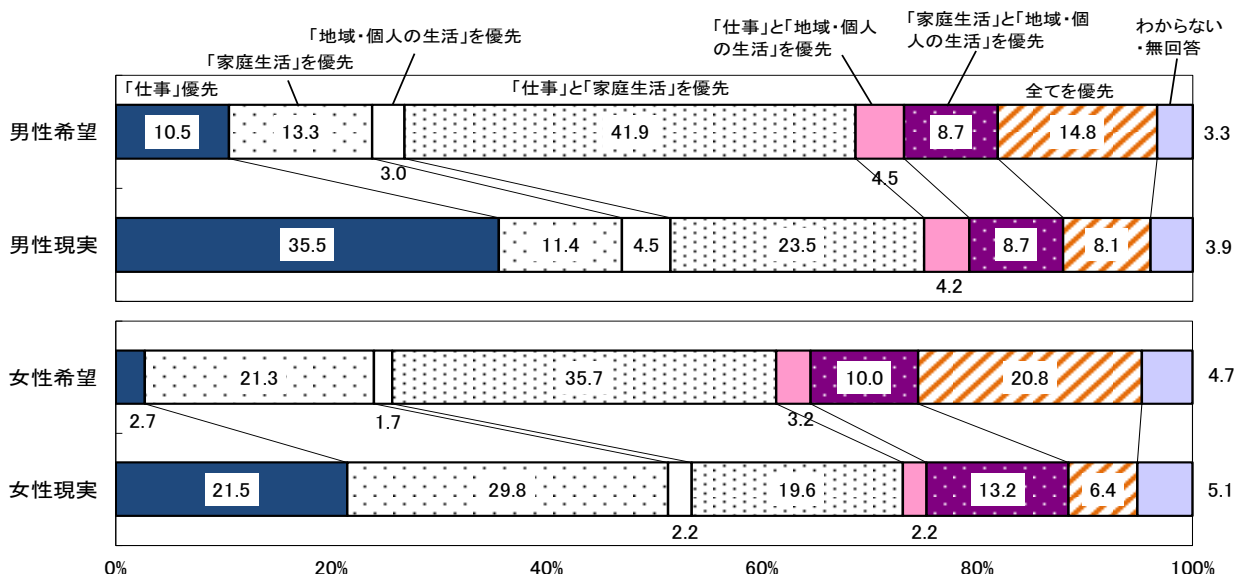
#### ◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透</b>
<p>仕事と家庭生活の両立についての意識啓発をすすめるため、働き方や固定的な性別役割分担の意識を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとりながら暮らすことの大切さについての啓発に努めます。</p>	
<b>主な取り組み</b>	
<p>○仕事と育児、介護など家庭生活との両立に関する意識啓発を行い、両立のための制度の定着促進に努めます。</p> <p>○市役所における育児休業・育児短時間勤務及び、部分休業制度をすすめます。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>育児支援体制の充実</b>
<p>保護者の多様な就業形態に対応した保育サービスを充実し、男女が子育てと仕事を両立できるよう支援体制の充実をはかります。また、ひとり親家庭への支援とともに、子育てしやすい環境を整備するために事業主や地域に働きかけます。</p>	
<b>主な取り組み</b>	
<p>○保護者の働き方の多様化に対応した、延長保育や休日保育、病児・病後児など多様な保育サービスの充実に努めます。</p> <p>○男女が育児と仕事を両立できるよう、小学校低学年児童などを対象に放課後児童対策を推進します。</p> <p>○子育てを社会全体で支援するために、ひとり親家庭の支援や子育て応援事業所登録制度などを推進します。</p> <p>○地域子育て支援センターや地域で活動する子育て応援ボランティアによる育児支援を行います。</p> <p>○労働環境の改善に向け、労働時間短縮や育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体などに対して普及啓発を行います。</p>	
<b>施策の方向③</b>	<b>家庭生活への男女共同参画の促進</b>
<p>男女がともに仕事と家庭生活を分かちあうことができるよう、その基礎的条件である労働時間短縮の啓発を行うとともに、男性が家事・育児・介護などに参画しやすい環境の整備をはかります。</p>	
<b>主な取り組み</b>	
<p>○家庭内における固定的な性別役割分担にとらわれない意識のあり方について、啓発を行います。</p> <p>○家庭生活と調和した職業生活が行われるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進をはかるとともに、固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を行います。</p> <p>○自営業における労働環境の改善に向けた支援を行います。</p>	

## ◇プランの中間点検

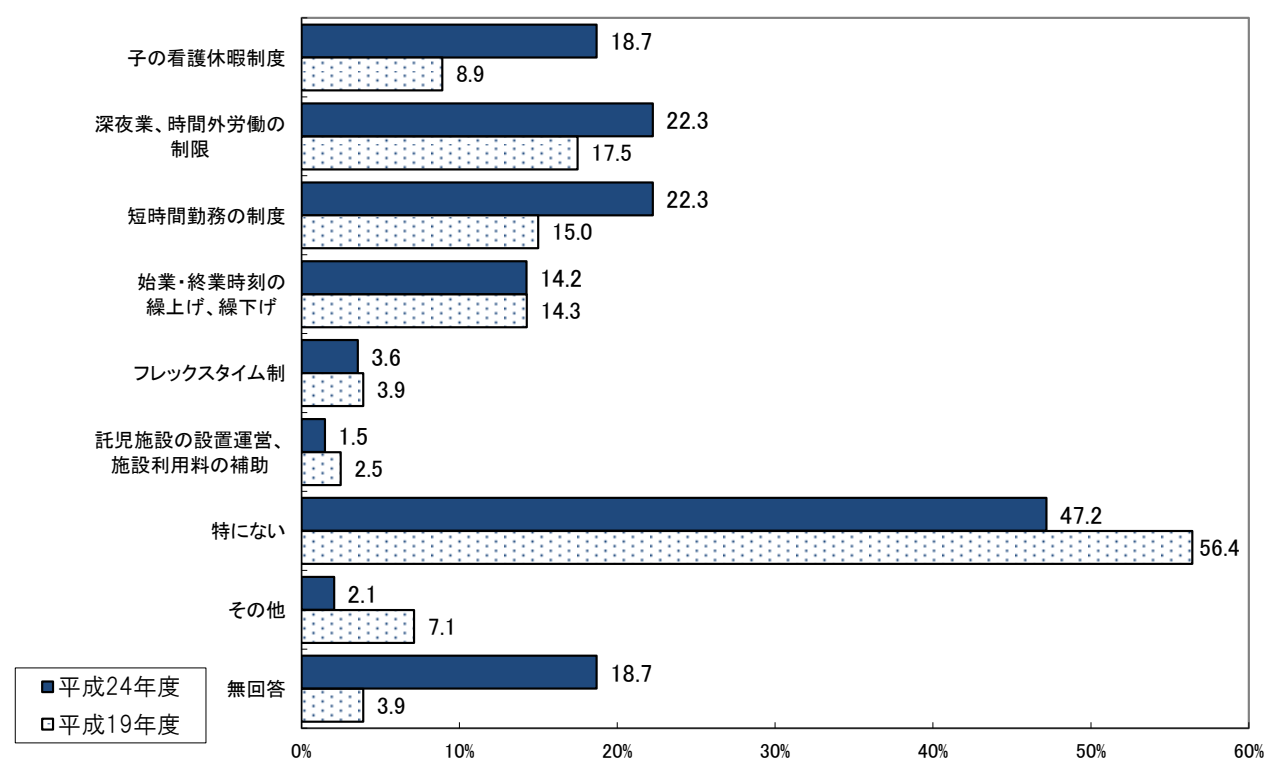
「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<p>○平成22年12月 第3次男女共同参画基本計画 閣議決定            (「男性にとっての男女共同参画」を重点分野の一つとして位置付け)</p> <p>○平成24年 8月 子ども・子育て関連3法 成立            (幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援を総合的に推進)</p>
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<p>○国の第3次男女共同参画基本計画に対応して、男性にとっての男女共同参画の意義や家庭・地域への参画を可能にするためのワーク・ライフ・バランスに関するセミナーや講座、情報誌などによる各種啓発を行っています。</p> <p>○平成25年9月より、地域で子育てを支える仕組みを充実させるため、帯広ファミリーサポートセンター事業を実施しています。</p> <p>○子ども・子育て関連3法の成立により、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より本格施行となることから、平成26年度に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間H27~H31)を策定し、地域子ども・子育て支援事業などを実施します。</p>
点検の結果
<p>○国の第3次男女共同参画基本計画の重点分野の一つとして位置付けられている「男性にとっての男女共同参画」については、プランの「施策の方向」の「ワーク・ライフ・バランスの普及・浸透」、「家庭生活への男女共同参画の促進」等の施策の中で取り組まれています。</p> <p>○策定中の「帯広市子ども・子育て支援事業計画」は、「おびひろこども未来プラン」を重点化、推進する計画であり、計画に盛り込まれる施策はプランと整合性がはかられています。</p> <p>○「帯広ファミリーサポートセンター事業」については、プランの「施策の方向」の「育児支援体制の充実」に位置付けられています。</p> <p>○市民意識調査の結果では、『「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度』(図表4)について、「仕事と家庭生活」を優先していると回答した人の割合が、男女共に増加し、全体としては前回17.3%から今回21.4%に増加しましたが、希望と現実の差はまだ大きい状況です。</p> <p>○事業所意識調査の結果では、就業規則等に「育児休業制度」を規定している事業所の割合は、前回より16.7ポイント増加し42.4%となりました。また、「育児を行うために実施している制度」(図表5)として子の看護休暇が9.8ポイント、深夜業・時間外労働の制限が4.8ポイント、短時間勤務の制度が7.3ポイントそれぞれ増加し、各事業所による育児や子育てを支援する就労環境の整備が着実にすすめられています。しかし、育児休業制度を規定している事業所がまだ半数に満たないことや、特に小規模事業所において整備が遅れている等の現状があります。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等や新法制定については、プランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

図表4 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度



資料：平成25年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

図表5 育児を行う従業員のために実施している制度



資料：平成24年度帯広市「男女共同参画に関する事業所意識調査」より作成

◆基本方向（２）就労における男女平等の促進

◆施策の方向

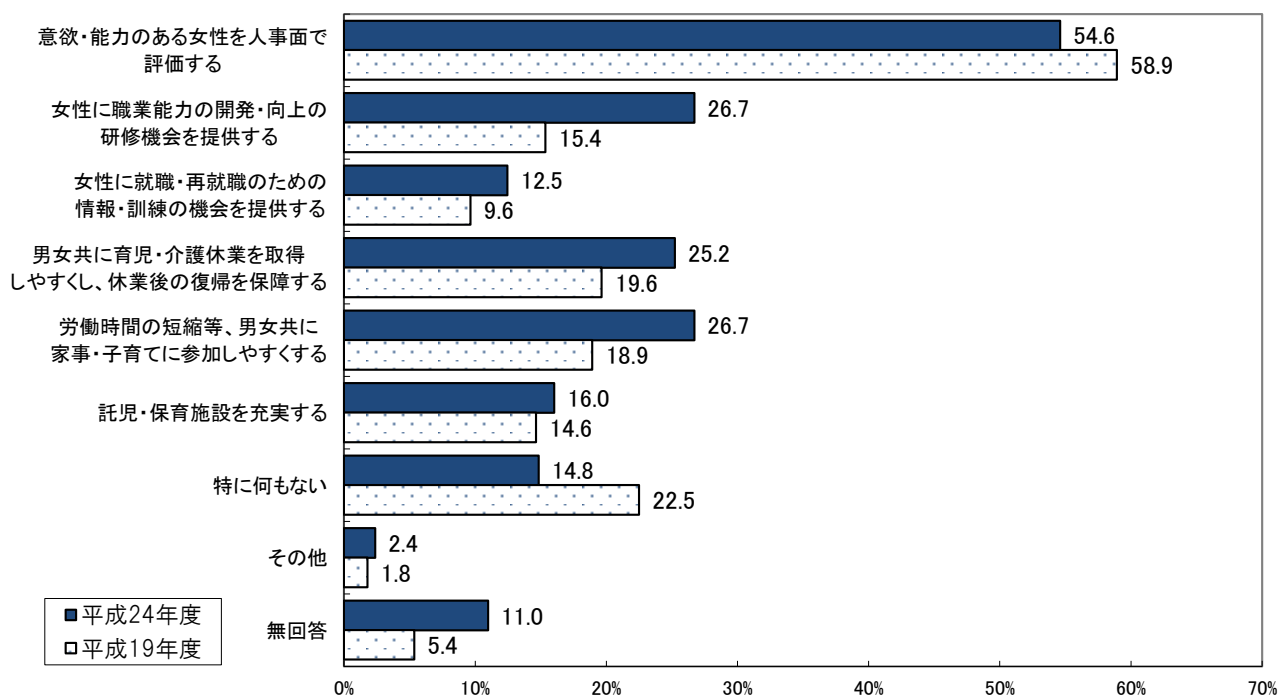
<b>施策の方向①</b>	<b>男女の均等な雇用と待遇の確保</b>
<p>関係機関との連携により男女雇用機会均等法をはじめとする法律、制度などについての広報活動を充実し、雇用条件・環境に関する周知・啓発に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○関係機関と連携して、育児・介護休業法や男女雇用機会均等法などの普及・啓発をはかり、男女いずれもが支援制度を積極的に利用できるよう社会的気運の醸成に努めます。</p> <p>○労働相談窓口を設け、問題解決のための情報を提供します。</p> <p>○男女共同参画に関する企業の取り組み事例の情報を提供します。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>職場における男女平等の促進</b>
<p>女性の職場進出が進む中、関係法の主旨が正しく理解され、性別による固定的な役割分担意識の是正と、男女が意欲を持って職業生活を継続できるよう、啓発活動の充実をはかります。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○就労の場における性別による固定的役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発をすすめます。</p> <p>○職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇用機会均等法や、労働基準法に基づく働く女性の母性保護規定をはじめ、関係する法や制度の周知徹底に努めます。</p> <p>○男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメントの認識を高め、防止対策の周知徹底に努めます。</p> <p>○農業や商工自営業等に従事する女性の労働条件の向上など、働く場における男女平等を促進します。</p>	



## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
○特になし
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
○特になし
点検の結果
<p>○市民意識調査の結果では、「男女の地位の平等感」（図表1・P6）について、「職場」での男女平等について「平等」と回答した割合が16.7%で前回より4.5ポイント増加しました。</p> <p>○事業所意識調査の結果では、「男女がともに活躍できる職場づくりのための事業所の取組み」（図表6）について、「意欲・能力のある女性を人事面で評価する」が4.3ポイント減少したものの54.6%の事業所が取り組んでおり、また「女性に職業能力の開発・向上の研修機会を提供」11.3ポイント増、「労働時間の短縮等、男女共に家事・子育てに参加しやすくする」7.8ポイント増等、実施割合が増加しており、就労における男女平等の意識の浸透がはかられてきています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

図表6 男女がともに活躍できる職場づくりのための事業所の取組み



資料：平成24年度帯広市「男女共同参画に関する事業所意識調査」より作成

◆基本方向（3）就業機会の促進

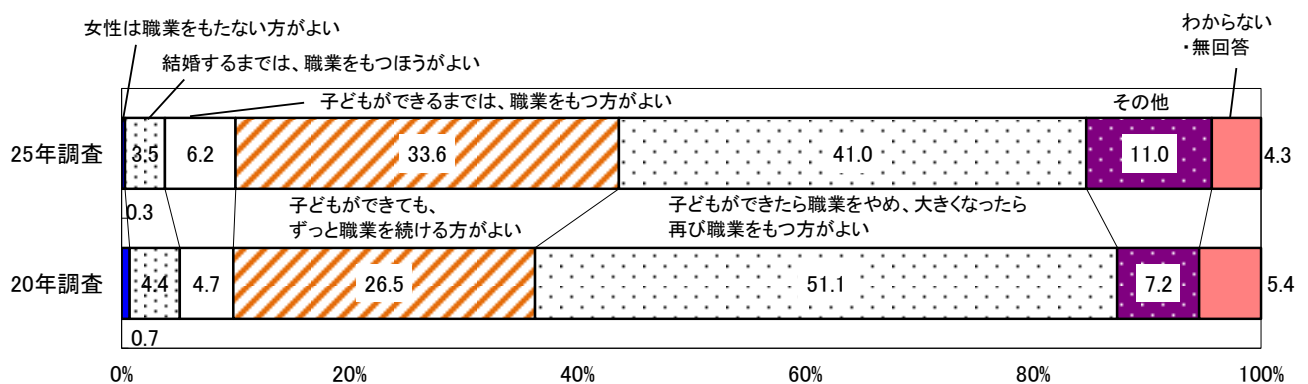
◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>就業支援体制の充実</b>
<p>多様な生き方が実現できる就業や、新しく事業を起こすための情報提供や相談などの支援を、関係機関と連携をはかりながらすすめます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○関係する労働法の周知を図るとともに、高齢者雇用安定法に基づく定年後再雇用制度などの普及啓発を行い雇用促進に努めます。</p> <p>○起業をめざす女性に対して、知識や手法に関する情報提供や相談等支援に努めます。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>雇用機会の情報収集・提供</b>
<p>就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。また、多様な生き方や自立するための雇用機会の情報の収集・提供に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○再就業の促進をはかるため、関係機関と連携して必要な情報の提供や相談の充実に努めるとともに、就労のための学習機会、技能講習会や能力開発のための講座などを開催します。</p> <p>○農業技術、経営技術向上のための研修制度の充実に努めるとともに、新規就農者の相談を行います。</p>	
<b>施策の方向③</b>	<b>女性の再チャレンジ支援</b>
<p>結婚や出産で仕事を中途退職した女性の就業機会を拡大するため、関係機関と連携をはかり再就業に関する情報や職業訓練に関する情報の収集・提供に努めます。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○女性の職業意識の向上、能力開発のための講座などの開催や、関係機関と連携して職業訓練機会の拡充に努めます。</p> <p>○ひとり親家庭の自立を支援するため、母子家庭等就業・自立支援センターを誘致し、就労に関する相談、情報提供などの就労サービスの提供をすすめます。</p>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
○平成24年8月 子ども・子育て関連3法 成立 (幼児期の学校教育・保育・地域の子育てを総合的に推進)
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
○子ども・子育て関連3法の成立により、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より本格施行となることから、平成26年度に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」(計画期間H27~H31)を策定し、地域子ども・子育て支援事業などを実施します。
点検の結果
○策定中の「帯広市子ども・子育て支援事業計画」は、「おびひろこども未来プラン」を重点化、推進する計画であり、計画に盛り込まれる施策はプランと整合性がはかられています。
○市民意識調査の結果では、「女性が職業をもつこと」(図表7)について、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答が41.0%で最も多いですが、前回より10.1ポイント減少し、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」との回答が33.6%で前回より7.1ポイント増加しました。結婚や出産にかかわらず女性の就労の継続に対する意識の変化が現れています。
◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、新法制定はあったもののプランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。

図表7 女性が職業をもつこと



資料：平成25年度 帯広市「男女共同参画に関する意識調査」より作成

## ○基本目標4 多様な生き方を実現する環境づくり

### ◆基本方向（1）母子保健の充実

#### ◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>保険相談や指導體制の充実</b>
<p>安全な妊娠、出産の確保や、母子の健康保持のための健康教育、相談体制の充実に努めるとともに、必要に応じ個々の健康状態にあわせた支援体制の整備をはかります。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○安心して妊娠・出産ができるよう、妊娠中や産後の保健相談、育児相談を実施します。</p> <p>○保健師・栄養士が妊娠中や産後の母子の健康保持のための教室を実施し、必要な知識の普及に努めます。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>保健・健康診査の充実</b>
<p>女性は、妊娠や出産など、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面することから、一人ひとりが健康の大切さを認識し、自己の健康管理ができるよう啓発や情報を提供するとともに、予防のための各種の検診機会の充実をはかります。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて保健指導を行い母子保健事業を推進します。</p> <p>○乳幼児の歯科検診やフッ素塗布や保健指導など、歯科保健活動をすすめます。</p>	

#### ◇プランの中間点検

<b>「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化</b>
<p>○平成24年8月 子ども・子育て関連3法 成立 （幼児期の学校教育・保育・地域の子育てを総合的に推進）</p>
<b>上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応</b>
<p>○子ども・子育て関連3法の成立により、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より本格施行となることから、平成26年度に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間H27～H31）を策定し、妊娠出産期からの一貫した支援を実施します。</p>
<b>点検の結果</b>
<p>○策定中の「帯広市子ども・子育て支援事業計画」は、「おびひろこども未来プラン」を重点化、推進する計画であり、計画に盛り込まれる施策はプランと整合性がはかられています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、新法制定はあったもののプランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

◆基本方向（２）健康づくりの推進

◆施策の方向

施策の方向①	健康づくりの推進
<p>多様な生き方を実現するためには、一人ひとりの健康づくりが大切であることから、健康教育・健康相談・健康指導の充実をはかります。</p>	
主な取組み	
<p>○心身の健康管理と病気予防についての講座や啓発を行い、健康教育を推進します。</p> <p>○生活習慣のアドバイスや身体の気になる症状について、栄養士、保健師などが相談に応じます。</p> <p>○各種検診や健康診査を実施するほか、必要に応じて健康指導を行い市民の健康増進に努めます。</p>	

◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<p>○平成24年8月 子ども・子育て関連3法 成立 （幼児期の学校教育・保育・地域の子育てを総合的に推進）</p>
上上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<p>○子ども・子育て関連3法の成立により、子ども・子育て支援新制度が平成27年4月より本格施行となることから、平成26年度に「帯広市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間H27～H31）を策定し、妊娠出産期からの一貫した支援を実施します。</p>
点検の結果
<p>○策定中の「帯広市子ども・子育て支援事業計画」は、「おびひろこども未来プラン」を重点化、推進する計画であり、計画に盛り込まれる施策はプランと整合性がはかられています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、新法制定はあったもののプランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

◆基本方向（3）安心できる介護環境の整備

◆施策の方向

<b>施策の方向①</b>	<b>介護の支援体制の充実</b>
<p>高齢者や障害者が安心して日常生活が送れるよう、福祉施策を充実するとともに、介護負担が女性だけに集中することなく社会全体で支えあえるよう、体制の充実をはかります。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○介護が必要になっても、住み慣れた地域や家庭で自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスを提供します。</p> <p>○介護をする家族の負担の軽減や、要介護者の生活の向上をはかるため、各種支援事業の実施や相談体制を充実します。</p> <p>○介護予防に関する知識の普及啓発のため、地域での介護予防教室の実施や健康づくり事業を行います。</p> <p>○介護が必要になっても、自分らしく安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく介護保険制度の安定した運営に努めます。</p>	
<b>施策の方向②</b>	<b>高齢者や障害者に対する社会参画・自立支援</b>
<p>高齢期の男女が地域社会の一員として、経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせるよう支援するとともに、障害のある人が地域において生き生きと自立して暮らせるよう支援します。</p>	
<b>主な取組み</b>	
<p>○高齢期の男女が経験や知識を活かし、健康保持や仲間との交流を深めて生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。</p> <p>○働く意欲をもつ高齢者が経験と能力を活かし、働くことを通じて社会に貢献する機会を確保します。</p> <p>○障害のある人が生きがいを持って安心して暮らせるために、障害のニーズや課題に対応する相談支援体制を強化し、障害の特性に応じた障害福祉サービスを提供します。</p> <p>○高齢者や障害者がハンディを感じることなく生活できる居住環境を整備するため、ユニバーサルデザイン住宅の普及促進を行います。</p>	

## ◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
<ul style="list-style-type: none"><li>○平成24年6月 障害者自立支援法 一部改正</li><li>○平成25年4月 障害者総合支援法 施行</li><li>○平成25年4月 障害者優先調達推進法 施行</li></ul>
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
<ul style="list-style-type: none"><li>○障害者に対するサービス等利用計画の策定と相談支援事業所の拡充、日中一時支援事業等を実施しています。</li><li>○「帯広市障害者就労施設等からの物品等調達方針」を策定しました。</li></ul>
点検の結果
<p>○障害者総合支援法施行等の対応については、プランの「基本方向」の中で「障害者福祉や就労の充実」として位置付けられています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、新法制定等はあったもののプランの施策の中で対応しており、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>

◆基本方向（４）生涯学習の推進

◆施策の方向

施策の方向①	学習機会や学習情報の提供
<p>市民が生涯を通していつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができるよう、機会の充実をはかります。また、多様な生き方を主体的に選択し、充実した人生を送るための学習の環境整備に努めます。</p>	
主な取組み	
<p>○学習、文化、スポーツ活動などの各種教室・講座を開催するほか、発表・活動機会を提供します。</p> <p>○さまざまな機会を利用して学習情報を提供するとともに、団体活動などを紹介し、学習活動を通じた交流の促進に努めます。</p> <p>○生涯にわたって自主的に学習できる環境づくりや、生きがいやゆとりを持ち心豊かな生活を送れる地域社会づくりに努めます。</p> <p>○優れた芸術・文化の鑑賞機会を提供し、市民文化の向上発展に努めます。</p>	

◇プランの中間点検

「おびひろ男女共同参画プラン」策定後に生じた法改正・制度改正及び社会情勢等の変化
○特になし
上記の法・制度改正及び社会情勢等の変化などへの対応
○特になし
点検の結果
<p>○推進目標について、「帯広市教育委員会が開催する講座等の参加者数」は目標値を大きく上回っていますが、「地域の指導者数の登録者数」については、目標値を下回る状況が続いており、人材発掘の手法改善やPR強化をはかっています。</p> <p>◆プラン策定後、社会情勢等の大きな変化はなく、「基本方向」、「施策の方向」及び「主な取組み」に変更を要するものではありませんでした。</p>



## 【参考資料】

## 推進目標に対する実績値

基本目標	基本方向	目標の設定	基準年	基準値	H25実績値	H31目標値
参Ⅰ 画人権の現 の尊改に重 革向と け男 た女 意共 識同	1 男女平等の視点に 立った教育の推進	男女共同参画セミナー・男女 共同参画講座の延開催回数	H13～H20	57回	35回	85回
	2 男女共同参画の啓発					
	3 女性の人権を尊重す る認識の浸透	配偶者等からの暴力に係る 相談件数 (総合計画成果指標)	H19	63件	226件	89件
	4 女性に対するあらゆる 暴力の根絶					
分Ⅱ 野さ まざ まな の促 進	1 政策・方針決定過程 への女性の参画促進	審議会等への女性の参画率 (総合計画成果指標)	H19	31.5%	33.8%	40.0%
	2 地域社会への男女共 同参画の促進					
Ⅲ や男 女が とも に働 き づ く り	1 男女がともに働くため の環境整備	育児休業制度を規定している 事業所の割合 (総合計画成果指標)	H19	25.2%	47.3%	31.0%
	2 就労における男女平 等の促進					
	3 就業機会の促進	母子家庭等自立支援制度 利用者の就労率 (総合計画成果指標)	H18～H20	67.3% (H18～H20)	72.5%	72.0%
Ⅳ 多 様 な 生 き 方 を 実 現 す る 環 境 づ く り	1 母子保健の充実	乳児家庭への訪問率 (総合計画成果指標)	H19	37.6%	95.0%	85.0%
	2 健康づくりの推進	健康相談の相談者数	H19	489人	698人	増加
	3 安心できる介護環境 の整備	介護予防事業の参加者のうち、 評価が向上・維持できた人の割 合 (総合計画成果指標)	H19	92.3%	87.3%	95.0%
		障害者雇用率を達成した企業の 割合 (総合計画成果指標)	H19	43.8%	38.2%	50.0%
	4 生涯学習の推進	帯広市教育委員会が開催する 講座等の参加者数 (総合計画成果指標)	H19	22,590人	37,168人	23,000人
		地域の指導者の登録者数 (総合計画成果指標)	H19	138人	116人	190人

**おびひろ男女共同参画プラン  
中間点検結果**

**平成26年11月**

**帯広市**

**〒080-8670 北海道帯広市西5条南7丁目1番地  
電話/0155-65-4134 FAX/0155-23-0161  
E-mail/danjyo@city.obihiro.hokkaido.jp**